

延 納

．概要

相続した財産の中に、預金や有価証券等の換金性の高いものが多くあれば、納税に支障はありませんが、相続財産の大部分が不動産の様な場合には、相続税の納付が困難になります。このような場合には、分割して納税できる「延納」という制度が認められています。

ただし、延納が認められるためには、一定の要件が必要で、利子税もかかることになります。

．適用要件

延納の要件は次のとおりです。

- 相続税が10万円を超えること
- 納期限までに金銭で納付することが困難であること
- 担保を提供すること
- 延納申請書を提出すること

延納をするには、原則として、担保の提供が必要とされますが、延納税額が50万円未満で期間が3年以下の場合には必要がありません。

また、担保となる財産の種類は限られていて、これをまとめると次のようになります。

- 国債および地方債
- 社債その他の有価証券（税務署長が确实と認めるものに限る）
- 土地
- 建物・立木・船舶・飛行機など
- 保証人の保証（税務署長が确实と認めるものに限る）

．延納の期間と利子税

延納の期間

延納期間の原則は5年です。ただし、不動産等の価額が全相続財産の価額に占める割合が、50%以上の場合には最長15年、75%以上の場合には最長20年の延納が認められます。

なお、不動産等とは、不動産・不動産の上に存する権利・立木・事業用の減価償却資産・特定同族会社の株式及び出資のことをいいます。

利子税

相続税の延納が認められると、その税額と期間に応じて、利子税がかかります。

利子税は、延納期間、または相続財産の区分に応じて、年3.0%から年6.0%までの割合で課されます。また、各分納期間の開始月の2月前の月の末日における公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に満たない場合は、延納利子税の割合に特例(*)が適用されます。

(*)特例割合・・・現行の利子税の割合×(公定歩合+4%)/7.3%

延納期間と利子税の相続財産ごとの区分をまとめると次の表の様になります。

相続財産による延納期間と利子税の違い

区 分		分納税額	最長延納 期間 (年)	利子税 (%)	特例適用 後の割合
イ. 不動産 等の価 額が相 続財産 の75% 以上の 場合	不動産等の価額に対応する税額(を除く)	年賦均等額	20	年3.6	年2.0
	計画伐採立木の価額が30%以上の場合の森林計画立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に応ずる年賦不均等額との選択	20 注(40)	年3.0	年1.7
	その他の財産の価額に対応する税額	年賦均等額	10	年5.4	年3.1
ロ. 不動産 等の価 額が相 続財産 の50% 以上 75%未 満の場 合	不動産等の価額に対応する税額(, を除く)	年賦均等額	15	年3.6	年2.0
	緑地保全地区等内土地部分の税額	年賦均等額	15	年3.6	年2.0
	計画伐採立木の価額が30%以上の場合の森林計画立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に応ずる年賦不均等額との選択	20 注(40)	年3.0	年1.7
	その他の財産の価額に対応する税額	年賦均等額	10	年5.4	年3.1
ハ. 不動産 等の価 額が相 続財産 の50% 未満の 場合	立木の価額が30%を超える場合の立木の価額に対応する税額(を除く)	年賦均等額	5	年4.8	年2.7
	計画伐採立木の価額が30%以上の場合の森林計画立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に応ずる年賦不均等額との選択	5	年3.0	年1.7

その他の財産の価額に 対応する税額（ を除 く）	年賦均等額	5	年6 . 0	年3 . 4
緑地保全地区等内土地 部分の税額	年賦均等額	5	年4 . 2	年2 . 4

* 特例適用後の割合は公定歩合が 0.25% の場合。

(注) 延納期間欄の (4 0) は、森林計画立木のうち特定森林施業計画が定められている部分の延長期間

延納利用の注意点

延納は、相続税の分割納付ができるという事で便利な様ですが、容易に利用すると利子税の負担がかなり重く、長期間のしかかってきます。

そこで、延納の利用には注意が必要となってきます。

それでは、これから延納を上手に利用するポイントを述べていきましょう。

延納を可能にするため土地に収益性をもたせる様にする。

長期間の延納を可能にするには、収益性の低い土地は積極的に節税対策を兼ねた土地の有効活用をする必要があります。

具体的には、賃貸マンション・アパートの建物、定期借地権、等価交換、建設協力金方式などが考えられます。

事業所得や給与所得を延納資金にしない。

事業所得や給与所得は、長期的にみると、変動のリスクがあるので、経常的に高額の延納資金の原資にするには適していません。

延納資金には、 で述べたように、土地に収益性をもたせた不動産所得が最適といえます。

将来、不動産を売却して納付する予定がある場合には延納を利用する。

相続した不動産を売却して納税する場合に、急いで売却すると安くしか売れない場合には、将来値上がりが見込めるまでの期間、延納を利用する事は、有効な方法です。

また、不動産を売却する場合には、相続後3年以内に実行して「相続税の取得費加算の特例」を受けられるようにすると、有利です。

これは相続によって取得した財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合には、譲渡した人にかかった相続税を、譲渡した相続財産の取得費に加算できるというものです。

銀行金利と利子税の比較をする。

延納を利用するかどうかは、銀行金利と利子税を比較して決めると良いでしょう。

銀行金利が低い場合には、銀行から借入して納付した方が有利になります。

物納と延納を検討している場合は、物納申請を優先させる。

最初に延納申請して、後で物納に切りかえる事はできません。しかし、逆に物納申請後に延納に変更する事は可能です。

したがって、物納と延納を両方検討している場合には、先ず物納申請をしておいて、後で延納に切りかえる方法が良いでしょう。